

| No. | 部・節 (※) | ページ (※) | ご意見 | 考え方 |
|-----|------------|------------|---|---|
| 273 | 第2部 9 | | 「9(1)ア 総合的な土砂管理の取組の推進」では、温暖化に伴う水位や外力場の不確実性、流砂系(供給源や季節変動に伴う岸沖方向の土砂移動など)の不規則性を勘案し、その整備にはリアルオプション的な思考を取り入れ、小規模でも継続的な整備予算をつけ、モニタリングと改修・改良を継続的に実施する順応的管理の考え方も必要であると考えます。 | 予算の配分については、各々の状況に応じて判断されるものと考えますが、その他のいただいたご意見について、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。 |
| 274 | 第2部 9 | | 「9(3)沿岸域管理に関する連携体制の構築」に関連する先行的な事例があることから、「誰が」連携体制づくりをし、「どのように」措置を講じるのかをできるだけ明確にしたほうが良いと思います。例えば「東京湾、伊勢湾・三河湾、大阪湾、広島湾で策定されている「再生行動計画」や瀬戸内海環境修復計画などを先行事例とし、行政、産業界、学会、市民らの関係者が連携するための体制づくりを政府主導で進め、理念や文化、科学的情報に基づく包括的目標の設定、場の理解(水・土砂・栄養塩等の循環、波・流れ・漂砂等の物理過程、生態系の維持機構等の解明)、手法の開発(防災対策、水質改善、自然再生、海岸侵食対策等の開発と適用)、システム化(コミュニケーション手法、順応的管理手法等の確立)などに着目し、各産業分野における事業を合理的に推進する」等の記述の具体化を望みます。 | ご指摘の内容は、個別具体の検討の進め方であるため、海洋基本計画に記述する必要はないと考えています。 なお、「沿岸域の総合的管理」については、その内容が明確ではなく整理すべき点が多い現状にあると考えており、まずは「総合的」の意味、「管理のあり方」、「管理の内容」等を理解し、検討し、問題点を抽出する等を行う必要があると考えています。 ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。 |
| 275 | 第2部 10 | | 地球温暖化、特に海面上昇への対応として、主として防災の観点からの海岸保全施設等の適応策や地球温暖化に関する調査・研究についての記述がありますが、もっと広い意味での温暖化に伴う海面の上昇に対する対応をとるべきと考えます。特に、沖ノ島島を代表とする離島において国土保全の観点からの検討が必要不可欠と考えます。「10(1)離島の保全・管理」においては、海面上昇に対する離島の保全の記述を加えることを提案します。 | 地球温暖化に伴う海面上昇への対応については、第2部5(2)において、「海面上昇等の可能性を踏まえた今後の海岸保全施設等のあり方を検討し、適応策を実施する」とした上で、第2部10(1)エにおいて海洋の開発、利用、保全等に関して重要な役割を担っている離島について、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針(仮称)」の策定とあわせて、海岸保全施設の整備等の保全・管理を進める旨記述しています。 |

| No. | 部・節 (※) | ページ (※) | ご意見 | 考え方 |
|-----|------------|------------|--|--|
| 276 | 第2部 12 | | <p>「12(2) 次世代を担う青少年等の海洋に関する理解の促進」の中に「社会や理科等において海洋に関する教育が適切に行われるよう努める」とあり、「学協会等の協力を得つつ、アウトリーチ活動を重視した取組等を推進する」とありますが、社会や理科の教員の海洋に対する理解が不十分と考えられることから、教員に対する海洋に関する研修等の充実を図るべきと考えます。そこで、「社会や理科等において海洋に関する教育が適切に行われるよう教員への研修等による対応も含め体制の整備に努める」等とされることを提案します。また、当学会としても他学協会と連携し、アウトリーチ活動の中で必要となる教材の準備や教員の研修等への協力をしていきたいと考えます。</p> | <p>教員研修については、教員がその経験、能力、専門分野などに応じて必要な研修を受けることができるよう、国及び各教育委員会において内容の充実に向けているところです。</p> <p>現在でも、各教育委員会の主体的かつ適切な判断のもと、研修内容の一部に海をテーマとした学習などを取り入れている自治体もあります。</p> <p>国としては、各教育委員会に対し、海洋に関する教育の実践事例の提供を図るなど海洋教育の普及推進に努めてまいりたいと考えます。</p> <p>このようなことから、海洋に関する教育の普及促進を図る上で、優れた取組事例を提供することは極めて有効な手段であると考えられるため、ご意見の趣旨を踏まえ修正します。</p> |
| 277 | 第2部 12 | | <p>「12(3) 新たな海洋立国を支える人材の育成」においては、人材育成のための教育システムの充実が述べられていますが、育成すべき人材を確保するためには、人材の雇用先の確保が必要不可欠だと思います。そのためには、受け皿となる新たな海洋産業の育成や計画を推進する政府等の行政機関における人材の登用など広く活躍の場を提供する必要があると思います。ぜひとも、人材登用の場の確保について記述されることを期待します。</p> | <p>新たな海洋立国を支える人材の育成にあたっては、具体的な就職先である海洋産業の発展と人材確保の取組と、教育機関における取組との連携・協力が重要です。このため、第2部8(1)ウ人材の育成・確保においては就業の場としての魅力の向上等の取組について記述するとともに、第2部12(3)においては産業界との連携による教育の推進につき記述しています。</p> |
| 278 | 第3部 2 | | <p>「2 関係者の責務及び相互の連携・協力」の第2段落において、地方公共団体、海洋産業の事業者、国民・NPOの責務が定められています。ここに、「海洋・沿岸域の研究に関わる学会は、研究集会やシンポジウムの開催等を通じて、大学等の研究者による基礎的あるいは政策対応的な研究を促すとともに、その成果の普及に努めることが重要である。」というように研究開発・普及に大きく関わる学会の責務を追加してはいかがでしょうか。</p> | <p>学協会のこうした役割につきましては、十分認識しており、第2部の7の、「海洋科学技術イノベーション・システムの強化」や「関係機関の緊密な連携、交流の創出」において、それらを踏まえた施策を記述しています。</p> |

| No. | 部・節 (※) | ページ (※) | ご意見 | 考え方 |
|-----|------------|------------|--|---|
| 279 | | | <p>日本の海岸は砂浜の消失が進み、各所でコンクリート護岸や消波堤で囲われてしまった。最近では岩礁までもコンクリート護岸などで囲む工事が行われている。そのために風光明媚な砂浜や海岸線の景観が失われ、そこに住む生物の多様性も失われてしまっている。この海洋基本計画の全体を読んで感じたことは、これまでのこのようなやり方についての真摯な反省がなく、今後も同じようなやり方で防災工事がなされていく可能性が高いことである。環境・生物・景観への影響をどのようにして無くしながら防災に取り組むかについてもっと検討して書かれる必要があると考える。</p> | <p>ご指摘の内容については、第2部9(1)才で、「…さらに、海岸保全施設等の整備に当たっては、災害からの海岸の防護に加え、海辺へのアクセスの確保等利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与し、優れた海岸景観や生物の生息・生育環境等の保全に十分配慮して行う。」と記述しています。</p> |
| 280 | | | <p>本計画の第2部1.「海洋資源の開発と利用の推進」の中で、以下のような記述がある。「自然生態系と調和しつつ人手を加えることによって生物多様性の確保と生物生産性の維持を図り、豊かで美しい海域を創るという「里海」の考え方の具現化を図る」。われわれはこのような「里海」の考え方に反対する。この「里海」という概念はおそらく「里山」や「里地」という言葉から創られたと推測されるが、「里山」という言葉で成立した「人手を加えることによって生物多様性の確保」を「里海」という言葉で海に拡張できる証拠は何もない。いったい今までに人間が海に手を加えて生物多様性を確保してきたことがあったらどうか。「里山」という概念で期待できる人間の手を加え続けることによる新しい生態系を、海にも期待できるであろうか。答えは否である。これまで人間は海に手を加えることによって生産性を向上することは出来たが、生物多様性は限りなく低下減少させてきた。「里海」という根拠不明な言葉で「里山」と同じような正のイメージを与えるだけで、人が海に手を加えて壊してきた海洋環境や生物多様性を容認させる事ではないと思う。</p> <p>「里海」という考え方を具現化するとはいったい何を意味するだろうか。それは、2.「海洋環境の保全等」(1)生物多様性・・・の中の文章、「自然再生推進法等の枠組みも活用した干潟等の再生・・・」というところでその意図が読み取れる。現在国交省などで行われている自然再生事業のうちの「干潟や藻場の創生」というものの実態は、自然再生推進法で定義している「自然再生」とはどう考えても合致しないものである。それらは航路浚渫などで発生した土砂の処分のために海岸近くに土砂止めを作ってそこに土砂を埋め立てて浅場や干潟を造成したものであり、本来あった自然を回復したもので何でもない。それを「自然再生事業」と称するのは、自然破壊行為を糊塗するものでしかない。このような事業を「里海」の具現化と称して今後も続けるとすれば、遅かれ早かれ日本の海岸から自然環境や生物多様性は消失する一方であろう。「里海」を奨励するのであれば、「里海」の意味することをきちんと定義して使うべきであり、上述したような「人手を加えることによって生物多様性を確保する」ことであれば、われわれは海洋基本計画に「里海」という概念を具現化し推進することに反対せざるを得ない。</p> <p>2.「海洋環境の保全等」で、海洋環境の保全という観点からも「里海」の考え方が重要であると書かれているが、なぜ重要か、われわれには理解できない。人手を加えることによって海洋環境が保全された例はほとんどないと思う。</p> | <p>本基本計画においては、里海の問題については、第2部1において「沿岸海域において、自然生態系と調和しつつ人手を加えることによって生物多様性の確保と生物生産性の維持を図り、豊かで美しい海域を創る」と整理した上で、第2部2においても「海洋環境の保全という観点からも」重要であることを記述しています。「里海」の考え方の具現化に当たっては、海洋環境の保全が適切に促進され、海洋基本計画の基本的な方針である「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」が図られるよう実施されることとなります。</p> |

| No. | 部・節 (※) | ページ (※) | ご意見 | 考え方 |
|-----|-------------------|------------|--|--|
| 281 | 第2部 9 | | <p>9. 「沿岸域の総合的管理」の、陸域と一体的に行う総合管理、総合的な土砂管理の取り組みの推進で、陸上での施策と連携して対策を取ることを述べているのは、これまでよりも進んだ方向だと思いい、賛意を表したい。ただ、ここでもう一步踏み込んで、陸上の利用形態の見直しも含めた沿岸管理を考えていただきたいと思う。詳しく言えば、異常気象や津波などに対する防災事業が今後ますます必要となるであろうが、海からの対策だけで考えるならばどうしてもコンクリート護岸の嵩上げや補強と言ったますます海岸の人工化、コンクリート化が進んでしまい、安全第一で環境や生物多様性、景観は一顧だにされないことになりかねない。しかし、脆弱性のある地域の陸上利用形態を変更することによって、場所によっては本来の自然海岸を取り戻しながら防災についても対策を取ることも可能である。たとえば、高潮の被害が予想される地域が地形的に狭い範囲に限られるならば、その地域住居の全体を移転してあとを防災公園にするなどができれば、海岸の人工化をせずに災害対策も取ることができるだろう。これまでの海岸保全工事はすべて海岸からやる工事だけを考慮して対策を取ってきた。それは縦割り行政の結果であろう。海洋基本法は海に関しては縦割り行政を廃し総合的な取り組みをなし得るという意味では大きな前進であったと思うが、さらに海のことについても陸上の施策と関連させて行う観点が必要であると考えます。</p> | <p>ご指摘は、津波、高潮、波浪等の海洋に由来する自然災害から国民の生命、身体、財産をどのように守るかについての方策のご提案と理解しています。ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p> |
| 282 | | | <p>本計画にも海洋保護区の設定を適切に推進すると簡単に書かれているが、我が国では海洋保護区の考え方が一般に理解されておらず、その経験も少ないことからもっと明確に海洋保護区を設定する必要があると書くべきではないだろうか。とくに、諸外国では海洋保護区という考え方が一般的であり、国際的な資源保護のためのマグロや鯨類の保護区の設定は国際的な要請でもある。今後この傾向は強まりこそすれ無くなることはないと思えば、日本でも海洋保護区の設定による海洋生物資源の回復や再生産を積極的に図っていく必要があると考えます。</p> | <p>海洋保護区の設定の推進については、そのあり方の明確化や、その設定の推進が重要であることを踏まえ、全体の分量とのバランスを勘案し、「生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係省庁の連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する」と明記しています。</p> |
| 283 | 第1部 5、第2部 9 | | <p>海洋基本法第8～12条において、国等の責務、関係者相互の連携及び協力を規定し、「第1部5 海洋の総合的管理」や「第2部9 沿岸域の総合的管理」等において、海洋、沿岸域の総合的管理の必要性を述べているが、管理するための空間の概念と管理する主体が曖昧であり、これを明確にする必要があると思われる。沿岸域に関しては、これまで漁港漁場整備法、港湾法、海岸法などの多くの個別法により管理されてきたが、それぞれの法では法目的の達成のための管理主体が明確である。</p> <p>基本計画においては、例えば、海洋を沿岸域、その沖合の領海まで及び排他的経済水域の範囲で空間を分割し、その総合管理を市町村及び地域住民、都道府県、国で分担すべきと思われるが、特に排他的経済水域における国の責務を明確にすべきである。</p> | <p>第2部9(3)で、「様々な課題の解決のための取組に加え、沿岸域の特性に応じた管理のあり方について、地域の実情も踏まえた必要な検討を行い、管理の内容を明確にした上で合意の形成を図り、適切な措置を講じる。」としているところです。ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p> |

| No. | 部・節 (※) | ページ (※) | ご意見 | 考え方 |
|-----|-------------------|------------|---|--|
| 284 | 第2部 1、第 2部3 | | <p>水産業の健全な発展と水産物の安定的な供給を図るため、沿岸域から排他的経済水域に至る広域の水産資源の回復とその持続的な利用が不可欠である。</p> <p>「第2部 1 海洋資源の開発及び利用の推進」において、沿岸海域、沖合海域における水産動植物の生育環境の保全、漁場の整備について記述しているが、「3 排他的経済水域等の開発等の推進」においては見られない。現在水産庁の直轄事業により漁場整備が開始されていることから、「ア 水産資源」においても生息環境の保全、漁場の開発整備の必要性、推進についての記述が必要である。</p> | <p>第2部の1と3との関係につきましては、3において海洋や海洋資源の開発等に関する基本的枠組み（管轄水域の設定、監視・取締り体制、開発計画等）に関する施策を、1において（そうした枠組みの中で行われる）海洋資源の開発・利用の取組に関する施策を記述しています。ご指摘の点につきましては、このような考えの下、いずれも1で整理されるべき施策として記述したものであることをご理解願います。</p> |
| 285 | 第2部 7、第 2部8 | | <p>海洋特に排他的経済水域における生物資源、生息環境等に関する調査研究、新技術の導入が望まれる。従って、「7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等」に排他的経済水域における生物資源や生態系に関する調査研究の推進、「第2部 8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 イ 新技術の導入」に排他的経済水域における生物資源の生息環境保全及び漁場開発整備技術について記述を追加すべきである。</p> | <p>ご指摘のような政策課題対応型研究開発につきましては、第2部7（2）において、重点的かつ戦略的推進の必要性を明記しております。</p> |
| 286 | | | <p>未来の世代の為にも、きれいな海がいいです。 これからも魚やわかめを食べたり、海で泳いだり、潮干狩りをしたいです。 放射能を海に流したら海を汚します。 六ヶ所再処理工場から大量の放射能が流されたらだいなしです。 海を守るために放射能を流さないようにしてほしいです。 将来の人たちが困らないようにきれいな海を残したいです。</p> | <p>今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。なお、放射性廃棄物の海洋投入処分は、現行法制上も禁止されております。</p> |
| 287 | | | <p>「排他的経済水域等の開発等の促進」について 尖閣諸島は、日本政府が明治28年1月に沖縄県への所轄を決定して以来、昭和45年までの75年間にわたり、同諸島を領有した我が国に対し、中国政府はもとより諸外国からも公式な異議申し立ては一度もない。しかし、同諸島周辺海域における海洋資源の存在が明らかになって以来、にわかに中国政府及び台湾は同諸島の領有権を主張し、さらに南西諸島西側に広がる沖縄トラフまで大陸棚が続いているとして大陸棚全域の排他的経済水域（EEZ）を主張している。 中国政府は、我が国が主張している日中中間線の中国側四、五キロメートルの地点で海上生産プラットフォームを稼働させ天然ガス田の開発を本格化させているが、同海域の海底資源が日本側まで連続している蓋然性が高く、このままでは我が国の天然ガスや、石油資源が枯渇する懸念が生じている。 よって、尖閣諸島は我が国固有の領土であるとい毅然たる態度を諸外国・地域に示し、水産業者の安心・安全な生産活動支援するためにも平和的、積極的に推進する表現にしていきたい。</p> | <p>尖閣諸島は歴史的にも国際的にも我が国固有の領土であり、我が国は同諸島を実効的に支配しております。なお、東シナ海等の排他的経済水域等について我が国と相手国との主張が重複している海域については、第1部6、第2部3及び11において「国際ルールに則した解決を追求していく」と記述しています。</p> |

| No. | 部・節 (※) | ページ (※) | ご意見 | 考え方 |
|-----|------------|------------|--|---|
| 288 | | | <p>全般に関する感想として、従来の政策の海洋の利用の視点から本基本法の管理の視点の施策であることは、海洋資源開発、海洋環境保全の総合的管理及び国際的調整と協調などの説明で示され、それ自体は妥当なものと思われませんが、全体として内容に下記のような偏りがあるように思います。</p> <p>内容の偏りとは、海洋開発或いは海洋利用について、基本法では海洋資源開発、海洋環境保全を対象にしており、海洋空間開発(海洋空間利用)には具体的には殆んど触れていないことです。ここに、海洋空間の意味は総論の「目標2」の海洋管轄権の海洋空間でなく、都市空間や生産空間を提供する人工島、海上空港、海上連絡橋などの大型海洋構造物などによって提供する海洋空間です。わが国はこの海洋空間開発分野での実績があり、これからも実績が追加されていくものと考えます。</p> <p>基本法では、海洋空間開発(海洋空間利用)には第2部第8節の「新たな海洋産業の創出」の節において、安全性、経済性に優れた外洋上プラットフォームの技術の確立等様々な産業分野における海洋空間利用に向けた取り組み・・・という記述があるのみのように思います。わが国の海洋空間の利用には上記のような大型海洋構造物の実績があります。</p> <p>また、同部同節の「経営基盤の強化」においても、造船業、専用工業の記述があるのみです。大型海洋構造物の建造において国際競争力の強化がせまられている建設業(特にマリンコンストラクタ)も言及すべきと考えます。</p> <p>第1部の理念、及び第2部基本施策の内容は互いにある程度の重複は必要であるものの、理念と施策の区別が明確でないように感じます。第1部が詳細に過ぎるのかもしれませんが、理念を簡潔に述べて第2部との区別を明確にしたほうが理解しやすいように思います。</p> | <p>海洋に関する産業は、海洋基本法において「海洋の開発、利用、保全等を担う産業」と定義されており、多岐にわたる産業群がこれに該当しており、重要でない産業は存在しないと考えます。</p> <p>その上で、海洋基本計画においては、多岐にわたる個別産業を具体的に列挙するのではなく、計画期間中に、緊急に対応が必要な産業について、その方向性、具体的施策について列挙しているものです。</p> <p>また、第1部の記述につきましては、海洋施策に初めて接する一般読者も想定し、総論及び第1部を読めば施策がおおむねイメージできるよう、必要に応じ第2部の内容も取り込んでいることをご理解願います。</p> |
| 289 | 総論 | | <p>海洋空間開発(海洋空間利用)の分野の言及が必要と思います。「わが国の海洋政策推進体制」では、主要な海洋産業として海運業、水産業を取り上げ、海洋調査、観光・海洋レジャー、鉱物・資源開発、干拓・埋立等に言及していますが、主要な海洋産業として海運業、水産業のみでなく、造船業、建設業(特にマリンコンストラクタ)、石油・天然ガス開発(探鉱・生産)業、或いは、小規模ですが海洋環境調査業等を追加して説明するほうが、わが国の海洋利用の実情に即しているように思います。</p> <p>基本法でも海洋空間利用の一つとして取り上げている干拓・埋立は、実際は都市空間や生産空間を提供する人工島、海上空港、ウオータフロント開発等の巨大な海洋利用であり、幾多の規則、施策が錯綜する大事業であり、補足的な記述よりも一分野として言及すべきかと思えます。</p> <p>なお、「目標2」で述べている海洋空間は、排他的経済水域に関連した広大な海洋空間を意味しているようですが、上記の海洋空間開発は、人工島、海上空港、港湾、海岸、ウオータフロント等の大型海洋構造物が対象となります。</p> | <p>当該部分は、我が国において古くから海上輸送や食料確保を担ってきた海運業や水産業が、現在でも主要な海洋産業として存在しているという歴史的事実について記載しているに過ぎず、現在の主要な海洋産業として海運業、水産業を特に取り上げた記述ではないことをご理解願います。</p> |
| 290 | 総論 | | <p>「本計画における政策目標及び計画期間」において、広大な排他的経済水域及び大陸棚(排他的経済水域等)の記述が分かり難いと思います。排他的経済水域及び排他的経済水域外側の大陸棚などの意味かどうか、分かりやすい記述が欲しいと思います。</p> | <p>排他的経済水域と大陸棚は全く別の概念ですが、「排他的経済水域及び大陸棚」に関する記述がその後もしばしば登場するため、「排他的経済水域等」と略称することとしたものです。</p> |

| No. | 部・節 (※) | ページ (※) | ご意見 | 考え方 |
|-----|------------|------------|---|--|
| 291 | 総論 | | <p>海洋立国の実現に向けた新たな出発はよいのですが、わが国で築いてきた海洋開発の実績、それに伴う技術、それにはわが国の経済の低迷期で減速し、近隣諸国に水をあげられた海洋石油プラットフォーム関連の技術等もありますが、依然として港湾・海岸構造物の技術は継承されています。更に、新しい技術では、海洋温度差発電や海洋深層水利用などが現在も研究開発が続けられ実績が積みかさねられています。</p> <p>これまでに蓄積された海洋技術の継承、利用に関する施策も明示すべきかと思えます。</p> | <p>ご指摘が、それらの技術を活用した海洋新産業の創出についての取組を指すのであれば、具体的技術の例示はなされておりましたが、第2部8(2)にご趣旨は反映されているものと考えます。</p> |
| 292 | 第1部 1 | 6 | <p>「第1部 1 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」の冒頭(p6.)で、海洋の利用は主として水産と海運に限られてきたが、近年周辺海域にはメタンハイドレート等の鉱物資源、波力や潮力等の自然エネルギー、海洋微生物等様々な開発可能な資源の存在・・・と述べており、環境保全に配慮しながら開発を行うとしています。海洋基本法では、特に資源開発、環境保全を強調していますが、資源開発、環境保全の記述内容に関しては妥当と思えますものの、それらと同等以上の実績のある海洋開発の一分野であります海洋空間開発に殆んど触れてなく、偏った内容という印象です。</p> <p>海洋資源開発及び海洋保全は海洋開発の二つの分野で、海洋基本法ではこれらを海洋開発としていることはよいのですが、さらに一つの分野として海洋開発(海洋空間利用)があると考えます。しかし、基本法では海洋空間開発(海洋空間利用)に関する記述が殆どなく、バランスに欠けるように思います。なお、低水準にある水産資源の回復、生態系の保全、そして200mを超える大水深での石油・天然ガスの探査・開発、更に将来のエネルギー資源であるメタンハイドレート、鉱物資源である熱水鉱床、コバルトリッチクラストなどの探査・開発を海洋の環境保全に配慮して遂行することに言及していることは妥当と考えます。</p> | <p>ご指摘の海洋空間開発(海洋空間利用)は、都市的土地利用の一環として、沿岸域で行われる行為を指すと考えます。その点について海洋基本計画では、第1部5で「特に、沿岸海域は、多種多様な海洋生物が生息・生育し、重要な水産資源の生育ともなっている一方で、すでに相当程度海洋空間や海洋資源の利用が進んでおり、環境汚染や生態系破壊が懸念される状況にある。」と現状認識を述べた上で、沿岸海域における所要の施策の必要性を記述しています。また、海洋空間開発(海洋空間利用)がされてきたことについては、第2部9の冒頭で、「沿岸域は、…形成されている。また、…海上と陸上との人流・物流の拠点、その機能を生かした臨海工業地帯の形成、レクリエーション活動等に利用され、…」と記述しているように、沿岸域の総合的管理の中で検討されるべき事項であると考えています。</p> |
| 293 | 第1部 2 | | <p>海洋の安全 海洋の安全に関しては、船舶航行の安全、海難救助、自然災害対策、海岸侵食対策、地球温暖化による海面上昇対策、地震・津波の防災対策など多岐にわたる妥当な対策と考えます。船舶航行の安全は国際的治安の確保と共に近年の重要な課題です。</p> <p>更に、排他的経済水域に関連して国際関係、幾多の離島管理、及び海洋立国を担う人材の育成、教育等を強調していることは、近年の社会的課題を幅広く踏まえた妥当な内容と思えます。</p> | <p>ご意見ありがとうございました。着実な施策の推進に努めます。</p> |

| No. | 部・節 (※) | ページ (※) | ご意見 | 考え方 |
|-----|------------|------------|---|--|
| 294 | 第1部 3 | | <p>科学的知見の充実 海洋に関する科学、海洋開発の技術は学際的なことから、幅広い科学、工学的知見が求められます。それらは基本法が述べる特殊な船舶等の施設設備や海洋調査で代表されるもののみでなく、海洋環境シミュレーション、海洋施設に対する外力解析、海洋空間開発(海洋空間利用)の海洋構造物の設計・建造技術、環境汚染浄化解析等枚挙にいとまがありません。 基本法では、やや科学的知見に偏っているような印象ですが、工学的知見も盛り込んで偏りのない記述にすることが望まれます。 わが国の海洋開発(海洋利用)の実績には過去、現在共に空港、人工島、海上連絡橋、海中展望塔などの世界に誇ることのできる海洋空間開発があり、海洋開発を資源開発と環境保全に限ることはわが国の実情と異なると思います。海洋開発の分野として、資源開発及び海洋保全に加えて海洋空間開発の記述が必要と考えます。</p> | <p>海洋基本計画において「科学的知見」は、学術的な内容から技術開発的な内容まで含む幅広い概念を表す用語として使用しています。また、海洋空間開発については、「海洋空間の持続可能な利用に向けた礎づくり」について目標2に示しておりますとおり、重要な取組であるとの認識に立っており、例えば第1部4において、「多様で広大な海洋空間を活かした新たな産業の創出にも積極的に取組む」などを示しているところです。</p> |
| 295 | 第1部 4 | | <p>基本法の海上輸送、水産物などを支える海運業、水産業、造船業、船用工業などは海洋産業の一部で、他に海洋石油・天然ガス探鉱・開発、海洋建設、海洋工事等に関わる海洋産業もあります。海運業の国際競争の激化もありますが、海洋建設業、海洋工事業などにおいても同様です。特に、石油・d天然ガスの生産プラットフォームの受注等では近隣諸国のに遅れを取っている現状で、国際競争力の強化や経営基盤の強化が必要です。</p> | <p>海洋に関する産業は、海洋基本法において「海洋の開発、利用、保全等を担う産業」と定義されており、多岐にわたる産業群がこれに該当しており、重要でない産業は存在しないと考えます。 その上で、海洋基本計画においては、多岐にわたる個別産業を具体的に列挙するのではなく、計画期間中に、緊急に対応が必要な産業について、その方向性、具体的施策について列挙しているものです。 ご指摘の石油・天然ガス関係についても、第1部1、第2部1及び3において記述していますのでご参照ください。</p> |
| 296 | 第1部 5 | | <p>広大な国内外の海洋スペースには様々な社会、経済活動が展開されており、その総合的管理の重要なことは論をまたない。離島の管理は排他的経済水域の確保の目的のみならず、科学的、産業的利用の追求が重要であると考えます。</p> | <p>離島は、海洋の開発、利用、保全等に関して重要な役割を担っていることから、海洋での安全かつ安定的な活動のための拠点の整備を進めることとしております。なお、離島あるいは周辺海域の具体的な活用については、離島の持つ長所や優位性をどのように活かすことができるのかという観点からの整理や、立地する拠点の機能や立地条件等についての十分な検討が必要であり、ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p> |

| No. | 部・節 (※) | ページ (※) | ご意見 | 考え方 |
|-----|------------|------------|---|---|
| 297 | 第2部 1 | | <p>海洋構造物の分野 基本法では海洋資源(水産)資源、エネルギー・鉱物資源)と海洋保全に焦点を当てていますが、わが国で培ってきた海洋の利用活動、或いは海洋開発及び海洋構造物には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋資源開発:水産施設、漁場施設、化石エネルギー探査生産プラットフォーム及びベッセル、深海底鉱物資源採集施設、自然エネルギー回収施設 ・海洋保全: 災害防止施設、海水浄化施設、海洋投棄対策施設、船舶航行保安施設 ・海洋空間開発: 港湾、空港、人工島、海上連絡橋、沈埋トンネル、海洋石油貯蔵基地、海洋レジャー施設等 <p>等があります。、海洋基本法では空間開発(或いは、海洋空間利用)の分野が具体的には触れられていないように思います。海洋空間開発を明確に表示すべきだと思います。</p> <p>港湾に関しては、「4海上輸送の確保」において、船舶の大型化や専用化、或いは海上輸送の高速化に関連する国際的競争に伴うコンテナターミナル、フェリーターミナル、鉄鉱石・石炭専用船ターミナル、(石油タンカーシーパース)や海洋レジャーのプレジャーボートなどが触れられています。</p> <p>これまでわが国の大型海洋空間開発の歴史を形成し、現在、将来ともわが国の海洋開発の実績に追加が予想される海上空港、人工島、海上連絡橋、ウオータフロント開発などは海洋利用の大きな分野であると思います。海洋空間開発の海洋構造物についても港湾のような説明を加えるのが適切と考えます。</p> | <p>ご指摘の海洋空間開発(海洋空間利用)は、都市的土地利用の一環として、沿岸域で行われる行為を指すと考えます。その点について海洋基本計画では、第1部5で「特に、沿岸海域は、多種多様な海洋生物が生息・生育し、重要な水産資源の生育上ともなっている一方で、すでに相当程度海洋空間や海洋資源の利用が進んでおり、環境汚染や生態系破壊が懸念される状況にある。」と現状認識を述べた上で、沿岸海域における所要の施策の必要性を記述しています。</p> <p>また、海洋空間開発(海洋空間利用)がされてきたことについては、第2部9の冒頭で、「沿岸域は、…形成されている。また、…海上と陸上との人流・物流の拠点、その機能を生かした臨海工業地帯の形成、レクリエーション活動等に利用され、…」と記述しているように、沿岸域の総合的管理の中で検討されるべき事項であると考えています。</p> |
| 298 | 第2部 1 | | <p>水産資源の保存管理 わが国では、海洋牧場のような総合的な養殖技術、水質高度管理の水槽における高密度の養殖技術などの技術が開発されてきましたが、これらの蓄積技術の継承を助成する施策も大切と考えます。</p> | <p>蓄積技術の継承が重要であることは理解しますが、助成等の措置は、当該技術の今後の必要性等に応じて検討されるべきと考えます。</p> |
| 299 | 第2部 1 | | <p>エネルギー資源の開発推進 海洋の自然エネルギーとして、波力発電、潮位差発電、潮流発電、海洋温度差発電などわが国には長い研究の実績があり、近年では海上風力発電の研究も遂行されています。</p> <p>特に海洋温度差発電については長期の研究開発により、世界レベルの技術を確保しているといえます。これまでの自然エネルギーの研究開発の実績を基礎にした研究開発が望まれますが、基本法ではすべてははじめからという印象を与えかねません。これらの実績を考慮した記述が好ましいように思います。</p> <p>自然エネルギーのわが国の研究開発は基礎研究の段階を超えて実用化の研究開発の段階と考えます。</p> | <p>当該部分は、波力等による発電の開発について、現状を踏まえた上で、本計画期間中に推進すべき施策を記述したものであり、これまでの研究等の成果は認識しています。</p> |

| No. | 部・節 (※) | ページ (※) | ご意見 | 考え方 |
|-----|------------|------------|--|---|
| 300 | 第2部 1 | | <p>鉱物資源の開発等 基本法では、排他的経済水域の海洋資源の開発として、メタンハイドレート、熱水鉱床、コバルトリッチクラストを選択しており、確かに重要な開発対象で、これを取り上げることに異論はありませんが、領海や排他的経済水域の海水に溶存するウランや稀少金属回収の研究開発も重要であると思います。</p> <p>わが国では海水溶存ウランからイエローケーキを生産する研究に成功しており、現在も研究は新しい吸着剤を導入して継続されています。コストの低減が大きい課題となっており、実用化研究を存続する意義は大きいと考えます。</p> | ご指摘のあった資源については、将来の資源として重要と考えますが、海底資源に比べまだ基礎研究の緒についた段階であり、本計画の通り記述しています。 |
| 301 | 第2部 2 | | <p>生物の多様性の確保 基本法にあるように稀少生物の保護、浅瀬機能の再生は重要な施策です。特に、地球温暖化に伴う海水温度の上昇によるサンゴ礁の退化対策には早急な対応が望まれる。このための研究開発が必要です。</p> | ご意見の趣旨を踏まえて修正します。 |
| 302 | 第2部 2 | | <p>海洋浄化 流域からの環境負荷の低減、海洋投棄の削減、漂流・漂着ゴミ対策は緊急を要する海洋環境保全のための必須の政策ですが、特に漂流・漂着ゴミは国際協調を要するもので、基本法の政策が望まれます。</p> | 漂流・漂着ゴミ対策については、「平成19年3月に「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」において策定された当面の施策を踏まえ、…NGO・民間企業等の参加の下での国際連携の強化」することを記述しています。 |
| 303 | 第2部 2 | | <p>海洋調査 海洋調査は海洋開発の基本的な必須事項ではありますが、必要に応じ政府関係機関に限ることなく、民間組織にも参加できる体制、及び民間の観測資料も含めた共有化も望ましいと考えます。海洋調査の業務、資料の一元化は膨大な作業量を要することから、政府関係機関に全てを委ねて達成を期待するのではなく、民間の活力を利用することを考慮すべきと考えます。</p> <p>地球環境問題や巨大海溝形地震への対応、エネルギー資源の安全確保の問題、海洋調査、及び海洋に関する研究開発が必要ですが、海洋資源開発、海洋保全、海洋空間開発などの海洋構造物の設計、建造に関する資料、研究の実績も蓄積されており、これらの収集、整理を行い活用することも重要であると考えます。</p> | 海洋調査の着実な実施にあたって、効果的・効率的に実施するために、民間企業に協力を得ること、及び海洋情報の一元的管理・提供の体制整備にあっても民間企業の協力を得ることを記述しています。頂いたご意見については、今後の海洋情報の一元的管理・提供の具体化の検討に当たり参考をさせていただきます。 |
| 304 | 第2部 3 | | <p>排他的経済水域等の開発 排他的経済水域等の権益確保のために、管轄権の行使、監視・取締り体制の整備強化などが必要であり、排他的経済水域を支配する過疎の離島などの有効利用、無人島の有人化などを推進することが、対外国に対する説得力を強化すると考えます。</p> | 排他的経済水域等の権益確保は政府として積極的に取り組むべき重要課題であると考えます。 |